

○国土交通省令第五十五号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）の一部の施行に伴い、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第七号イ及びロ、第十四条第四項及び第十項、第四十条並びに第四十一条の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月三十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(法第二条第七号イの国土交通省令で定める者)  
第四条 法第二条第七号イの国土交通省令で定める者は、地方公共団体、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人及び協議会の構成員とする。

(法第二条第七号イの国土交通省令で定める要件)

第五条 法第二条第七号イの国土交通省令で定める要件は、次に掲げる要件のうちいずれか二以上の要件に該当することとする。

- 一 乗車定員百人以上であつて、低床化されている等旅客が円滑に降できる連節バス(法第二条第七号イに規定する連節バスをいう。)であること。

二 道路運送高度化事業(法第二条第七号イに掲げる事業に限る。)の用に供する自動車の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムに対応した機器が設けられたものであること。

三 走行円滑化措置(法第二条第七号イに規定する走行円滑化措置をいう。)に対応した機器が設けられたものであること。

四 旅客の乗降を円滑にするための措置が講じられたものであること(第一号に該当するものを除く。)

(法第二条第七号ロの国土交通省令で定める要件)

第六条 法第二条第七号ロの国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

改正前

(法第二条第七号の国土交通省令で定める者)  
第四条 法第二条第七号の国土交通省令で定める者は、地方公共団体、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人又は一般財団法人及び協議会の構成員とする。

(法第二条第七号の国土交通省令で定める措置)

第五条 法第二条第七号の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置のうちいずれか二以上の措置を講ずるものとする。

- 一 乗車定員百人以上であつて、低床化されている等旅客が円滑に降できる連節バス(連節部により結合された二つの堅ろうな車室で構成され、車体が屈折する特殊な構造を有し、前車室と後車室の連結及び切り離しが路上等作業設備のない場所で行えない構造の自動車であつて、旅客が前後の車室間を自由に移動できる構造のものをいう。)を用いること。

二 道路運送高度化事業の用に供する車両の位置、発着時刻その他の運行状況に関する情報を収集し、及び提供するシステムを導入すること。

三 道路交通の円滑化に資する措置に対応した機器又は施設を整備すること。

四 旅客の乗降を円滑にするための措置(第一号に該当するものを除く。)を講ずること。

(法第二条第七号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上)

第六条 法第二条第七号の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上は、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保及び安全性の向上

一 運行経路指示システム（法第二条第七号ロに規定する運行経路指示システムをいう。）であること。

二 ICカード、クレジットカード、二次元コードその他の方法を用いて運賃又は料金を円滑に支払うことができるものであること。

三 道路運送高度化事業（法第二条第七号ロに掲げる事業に限る。）の用に供する自動車の運行管理、充電その他の運送を実施するために必要な行為を効率的に行うことができるものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、先端的な技術を活用することにより旅客の運送に要する時間（運送の申込みから運送の開始までに要する時間を含む。）の短縮に相当程度資すると認められるものであること。

（道路運送高度化実施計画の変更の認定の申請）

第十七条 法第十四条第七項の規定により認定道路運送高度化実施計画の変更の認定を受けようとする道路運送高度化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 一三（略）

二 二四（略）

（法第十四条第四項の国土交通省令で定める意見聴取の方法）

第十七条の二 法第十四条第四項の国土交通省令で定める意見聴取の方法については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成二十一年国土交通省令第五十八号）第十条及び第十条の二の規定を準用する。この場合において、同令第十条第一項中「法第十四条の四第二項（法第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により、国土交通大臣は、準特定地域における許可をしようとする」とあるのは、「国土交通大臣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第十四条第四項に規定する」と読み替えるものとする。

とする。

（道路運送高度化実施計画の変更の認定の申請）

第十七条 法第十四条第六項の規定により認定道路運送高度化実施計画の変更の認定を受けようとする道路運送高度化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 一三（略）

二 二四（略）

（新設）

(法第十四条第五項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第十八条 法第十四条第五項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令(昭和二十六年運輸省建設省令第一号)第一条、第二条(第三項を除く。)、

第三条、第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「道路運送高度化事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則(以下「規則」という。)」第十六条又は第十七条に基づき申請書(と、)以下「規則」という。)第四条に基づき許可申請書」とあるのは「)第四条に基づき許可申請書に係る事項」と、「限る。)」とあるのは「限る。)」に係る事項の記載がなされたものに限る。)」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可申請書(とあるのは「道路運送高度化事業につき規則第十六条又は第十七条に基づく申請書(道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が)」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書(以下「許可申請書等」という。)」とあり、及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

(法第十四条第五項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

第十九条 法第十四条第五項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号。以下

(法第十四条第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法)

第十八条 法第十四条第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令(昭和二十六年運輸省建設省令第一号)第一条、第二条(第三項を除く。)、

第三条、第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき」とあるのは「道路運送高度化事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則(以下「規則」という。)」第十六条又は第十七条に基づき申請書(と、)以下「規則」という。)第四条に基づき許可申請書」とあるのは「)第四条に基づき許可申請書に係る事項」と、「限る。)」とあるのは「限る。)」に係る事項の記載がなされたものに限る。)」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「申請書」と、同条第三項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき規則第十四条に基づく認可申請書(とあるのは「道路運送高度化事業につき規則第十六条又は第十七条に基づく申請書(道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載がなされたものであり、かつ、その内容が)」と、同令第三条第一項中「許可申請書又は認可申請書(以下「許可申請書等」という。)」とあり、及び「認可申請書」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と読み替えるものとする。

(法第十四条第四項の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

第十九条 法第十四条第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号。以下

「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第十四条第五項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第十五条第一項の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第十五条の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第十五条の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第十五条の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

#### （権限の委任）

第四十五条 法第三章第三節から第九節まで、第四章及び第五章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に委任する。

- 一 法第十四条第三項の規定による認定、同条第八項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第九項の規定による取消しに係るもの（法第十三条第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資若しくは貸付けを受ける旨が定められている道路運送高度化実施計画に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第一条第一項第一号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十五条第一項の規定による認可（同令第一条第一項第六号に掲げるものを

「法」という。）第九十一条」とあるのは「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号。以下「法」という。）第十四条第四項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第十五条第一項の規定により道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第十五条の規定により道路運送法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第十五条の規定により道路運送法第十五条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

#### （権限の委任）

第四十五条 法第三章第三節から第九節まで、第四章及び第五章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に委任する。

- 一 法第十四条第三項の規定による認定、同条第七項において準用する同条第三項の規定による変更の認定及び同条第八項の規定による取消しに係るもの（法第十三条第二項第四号に掲げる事項として法第二十九条の二第一項第一号の規定による出資又は貸付けを受ける旨が定められている道路運送高度化実施計画に係るもの又は道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第一条第一項第一号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十五条第一項の規定による認可（同令第一条第一項第六号に掲げるものを除く。）に限る。）

除く。)に係るものに限る。)

二〇十四 (略)

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの(運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるものを除く。)は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一 法第十四条第三項の規定による認定及び同条第八項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの(道路運送法施行令第一条第四項第一号の権限のみに係るものに限る。)

二〇七 (略)

3・4 (略)

(書類の提出)

第四十六条 (略)

2〇4 (略)

5 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書であつて一般乗合旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法施行規則第四十七条第一項第一号に規定する貨物自動車運送のみに係るものは、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長。以下同じ。)を経由して提出するものとする。

6〇8 (略)

別表第一(第十六条及び第十七条関係)

規定	事項	書類
法第十五条	道路運送法第四	道路運送法施行
条第一項の許可	条第一項各号に	規則第六条第一
(一般乗合旅客	掲げる事項	項各号に掲げる

二〇十四 (略)

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの(運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるものを除く。)は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一 法第十四条第三項の規定による認定及び同条第七項において準用する同条第三項の規定による変更の認定に係るもの(道路運送法施行令第一条第四項第一号の権限のみに係るものに限る。)

二〇七 (略)

3・4 (略)

(書類の提出)

第四十六条 (略)

2〇4 (略)

5 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書であつて一般乗合旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送、一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法施行規則第四十七条第一項第一号に規定する貨物自動車運送のみに係るものは、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長。以下同じ。)を経由して提出するものとする。

6〇8 (略)

別表第一(第十六条及び第十七条関係)

規定	事項	書類
法第十五条	道路運送法第四	道路運送法施行
条第一項の許可	条第一項各号に	規則第六条第一
に係る部分	掲げる事項	項各号に掲げる

(略)	自動車運送事業に係るものに限る。に係る部分	道路運送法第十五条第一項(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認可に係る部分
(略)		道路運送法施行規則第十四条第一項各号に掲げる事項
(略)		書類 道路運送法施行規則第十四条第二項に規定する書類
(略)		道路運送法第十五条第一項の認可に係る部分
(略)		道路運送法施行規則第十四条第一項各号に掲げる事項
(略)		書類 道路運送法施行規則第十四条第二項に規定する書類

## 附 則

この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。